

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

編	章	節	項	ページ	改正案	現行	備考
第1編 共通編	第1章 総則		1-1-41 諸法令の 遵守	1-47	<p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する最新の諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 地方自治法 (平成23年12月改正 法律第122号)</p> <p>(2) 建設業法 (平成20年5月改正 法律第28号)</p> <p>⋮</p> <p>(92) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成17年10月改正 法律第102号)</p> <p>(93) 地方税法 (平成24年8月改正 法律第69号)</p>	<p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する最新の諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 地方自治法 (平成23年12月改正 法律第122号)</p> <p>(2) 建設業法 (平成20年5月改正 法律第28号)</p> <p>⋮</p> <p>(92) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成17年10月改正 法律第102号)</p>	
			1-1-53 不正軽油 の使用の 禁止	1-52	<p>1. 一般事項</p> <p>県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。</p> <p>2. 調査の協力</p> <p>受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>3. 是正措置</p> <p>受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</p>		新規追加